

様式第一号の三（第九条の五関係）

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

殿

住所
届出者
氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号 ()

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
* 事務処理欄	
(注意)	
1 *欄には、記載しないこと。	
2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

浄化槽設置者の皆様へ

浄化槽の使用を廃止して 下水道に接続する場合の注意点

下水道への接続等により浄化槽の使用を廃止する場合には、法令に基づき、届出書の提出と廃棄物の適正な処理が必要となります。

生活環境を保全するため、皆様のご協力をお願いします。

① 浄化槽使用廃止届出書の提出

浄化槽の使用を廃止した場合は、浄化槽法に基づく「浄化槽使用廃止届出書」を、厚生センター（または、富山市保健所、高岡市役所）に提出してください。

② 浄化槽汚泥の清掃

浄化槽内部の汚泥を引き抜いて処分する「清掃」を実施してください。なお、浄化槽の清掃は、浄化槽法に基づく許可を受けた清掃業者に依頼する必要があります。（清掃業者は、市町村ごとに異なりますので、各市町村までお問い合わせください。）

③ 浄化槽本体の処分

使用を廃止して不要となった浄化槽本体は、廃棄物に該当するため、解体業者等に依頼して撤去するなど、適正に処分してください。

○ 問い合わせ先

- | | |
|---|---|
| ・ 富山県環境政策課 076-444-9618 | ・ 新川厚生センター魚津支所 0765-24-0357
（区域：魚津市） |
| ・ 新川厚生センター 0765-52-1225
（区域：黒部市、入善町、朝日町） | ・ 高岡厚生センター射水支所 0766-56-2666
（区域：射水市） |
| ・ 中部厚生センター 076-472-1234
（区域：滑川市、上市町、立山町、舟橋村） | ・ 高岡厚生センター氷見支所 0766-74-1780
（区域：氷見市） |
| ・ 砺波厚生センター 0763-22-3511
（区域：砺波市、南砺市） | ・ 砺波厚生センター小矢部支所 0766-67-1070
（区域：小矢部市） |
| ・ 富山市保健所 076-428-1154
（区域：富山市） | ・ 高岡市地域安全課 0766-20-1352
（区域：高岡市） |